

【特別寄稿】

男女共同参画社会とはどのような社会か — 「男女共同参画社会基本法」 制定 10 年を迎えて —

ジェンダーフォーラム所長 近藤 弘

はじめに

2009 年は「男女共同参画社会基本法」（以下基本法と約す）が成立して 10 年目を迎えた年であった。この法律は 21 世紀の日本社会を「男女共同参画社会」と位置づけ、その実現（形成）のための諸施策の基本を定めたものであり、1975 年の国際婦人年を契機として国際的に取り組まれてきた男女平等問題（性差別撤廃問題）に対する日本の姿勢を内外に示したものだといえる。これまでは個別な施策で対処してきた男女平等問題に対して、今後は男女共同参画社会の実現（形成）という大目標のもとにいわば総合的な施策が展開されていくことになった。

10 年を経た今日、男女共同参画社会の実現（形成）へ向けた様々な施策が展開されてきており、一定の成果を上げつつあるとはいえるが、一方ではいわゆるジェンダーバックラッシュと呼ばれる現象は決して収まってはいない。

男女共同参画局初代局長を務めた板東眞理子はバックラッシュ派の批判の論点を以下の 6 つにまとめている。

①男女共同参画社会基本法（共参法）には家族破壊というフェミニズムの害毒が内包されている②母性を否定し、専業主婦を軽侮し、一部の働く女性のための施策を進めようとしているのが男女共同参画である③男らしさ女らしさを否定するジェンダーフリーの思想は教育の上で有害であり、男性・女性という自我の確立を困難にする④女性と男性の特性の差を否定し、男女の区別をなくすることは日本の伝統や文化を破壊するのだ⑤性の自己決定（リプロダクトライト）はフリーセックスや妊娠中絶を増やす（産む産まないは私の勝手）⑥思想信条の自由や表現の自由を抑える全体主義である（板東眞理子 2004、『男女共同参画社会へ』勁草書房 154 頁）。

こうしたバックラッシュは板東もいうように男女共同参画社会への誤解・曲解から生まれたものであるといえるが、そもそも男女共同参画社会とはどのような社会であるのかについてのコンセンサスが必ずしも定着していないことによることも否定できない。

その意味で基本法制定 10 年目を迎えた今日、あらためて男女共同参画社会とはどのような社会をめざすのかについて再考することは必要なことではないかと思われる。

また、立教大学ジェンダーフォーラムもその規定第 1 条でフォーラムの目的として「男女共同参画社会の実現へ寄与する人材の育成」を掲げており、その点の理解を深めることはフォーラムに関わるものにとって必要なことではないかと思われる。

小論ではそうした観点から男女共同参画社会について考察を試みたものである。

1. 男女共同参画社会とは何か—あらためて「ビジョン」を読み直す

「男女共同参画社会」という言葉は 1996 年 7 月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン— 21 世紀の新たな価値の創造 —」（以下ビジョンと約す）においてはじめて使われた言葉であ

り、以下のように定義されている。

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。(ビジョン3頁)

なお、この定義は基本法でもそのまま踏襲されている(基本法第2条参照)。

その意味で基本法はビジョンの理念をほぼそのまま踏襲しており、基本法のもっとも適切な解説書という性格をもっていると言ってよいであろう。

したがって、まず、ビジョンにおいて男女共同参画社会の理念はどのように構想されていたのかを確認してみよう。

ビジョンは1994年8月22日に時の内閣総理大臣村山富市による男女共同参画審議会への以下の諮問に対する答申として1996年7月30日に提出されたものである。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成に向けて、21世紀を展望した総合的ビジョンについて貴審議会の意見を求める。

ビジョンは三部構成になっており、第1部は「男女共同参画社会への展望」、第2部は「男女共同参画社会への取組」、第3部は「総合的な取組に向けた推進体制の整備・強化」となっている。

ここでは主として第1部、第2部を中心にみていくこととする。

まず、「男女共同参画社会」については次のようにのべている(「第1部 男女共同参画社会への展望」[1 男女共同参画社会の基本的な考え方])。

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである。(同3頁)

ここで括弧付きではあるが、ジェンダーという言葉が使われているが、国の公式文書にジェンダーという言葉が使われた最初であるといわれている。

「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に縛られず」とはまさに悪名高き(?)「ジェンダー・フリー」を指す言葉だといってよいであろう。その意味でもビジョンにおいて男女共同参画社会とは「ジェンダー・フリーをめざした社会」であると宣言していると受けとめることができる。この点は後で触れる。

次に男女共同参画社会の理念についてみてみよう。

人権は人類が共有する普遍的価値であり、男女共同参画社会の根底をなす基本的理念である。すべての

施策は、男女の人権があらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより、個々の人生が可能な限り豊かに全うできることに結びつかなければならない。そして、このことをすべての国で実現していくためには、世界の平和が保たれていることがきわめて重要な前提である。

我が国において、男女平等は、法の下での平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置付けられているが、これを社会に深く根づかせ事実上の平等を達成するにはいまだ至っていない。そのため、男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる女性問題の解決を念頭に置きつつ、それらと表裏の関係にある男性の諸問題も視野に入れ、あらためて次の5つの目標を提示する。(同上)

実にまっとうな理念ではないだろうか。このどこに問題があるのだろうか。バックラッシュ派は一体何を問題にしているのだろうか。あらためて聞いてみたいものである。

5つの目標とは次の通りである。

「ア 人権の確立」「イ 政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟」「ウ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化」「エ 新たな価値の創造」「オ 地球社会への貢献」

全文を掲載したいところであるが、最初の3つの目標について掲載しておく。

ア 人権の確立

男女共同参画社会は個人が尊重される品格ある社会であり、その基礎にある理念は人権の確立である。女性に対する差別や暴力が根絶され、女性が社会のあらゆる分野で自立し、自らの存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会の形成は、人権の確立なくしてはありえない。

イ 政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟

社会の構成員が等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに責任を負うことが民主主義の基本である。政策・方針決定過程における男女共同参画は、社会の構成をより正確に反映し、民主主義の成熟を促すことによって、バランスのとれた社会の形成に寄与する。

ウ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化

あらゆる社会システムの構築とその運営に当たっては、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを、常に検討する必要がある。社会の制度や仕組みが性差別を明示的に設けていないだけでは、あるいは文面の上で男女平等が規定してあるだけでは、男女共同参画社会の実現には不十分である。このようなジェンダーに敏感な視点を定着・深化させ、事実上の平等の達成に向けて努力しなければならない。(同3～4頁)

いずれも重要な目標であるが、特に政策・方針決定過程への参画（特に女性の参画）こそまさに男女共同参画社会の実現に不可欠であること、その際社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点が不可欠であることを指摘している。しかし、男女共同参画の現状を見ると、まだまだ女性の政策・方針決定過程への参画が不十分であり、また、ジェンダーに敏感な視点の定着・深化もいまだ不十分であることは否めず、これらの目標の達成は道遠しという感がある。

次に「第2部 男女共同参画社会への取組」をみてみよう。

まず、次のようにのべている。

男女共同参画社会の実現に当たっては、まず、女性問題の解決が必要である。そのためには、個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となること（女性のエンパワーメント）を目指さなければならない。加えて、社会の在り方や男性の意識・行動を変革することも同様に重要である。国、地方公共団体はもとより、企業や各種の団体、国民一人一人は自らの問題として、以下に示す課題に取り組む必要がある。（同 10 頁）

以下、5つの取組があげられている。

「1 性別による偏りのない社会システムの構築」「2 職場・家庭・地域における男女共同参画の確立」「3 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」「4 性別にとらわれずに生きる権利を推進・擁護する取組の強化」「5 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」

いずれも重要な取組であるが、そのいくつかをみていこう。

まず、「1 性別による偏りのない社会システムの構築」の「(1) 性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し・検討」では、〔取組の視点〕として、以下のようにのべている。

社会の様々は制度・慣行の中には、元来女性と男性の固定的な役割分担を前提とするものや、それ自体は明示的に性別による区別を設けてはいない場合でも、女性と男性の置かれている立場の違いや固定的な性別役割分担意識などを反映して、実質的には女性と男性に中立的に機能しないものが少なくない。さらに、こうした制度・慣行を通じて、人々の意識に固定的な役割分担の考え方が形成されている面がある。このような制度・慣行は、それらが形成されてきた当時の女性と男性の役割分担を基にし、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方を残している結果、性別による偏りにつながっているものが多い。

21 世紀を間近に控えている現在、家庭や職場のみならず社会のあらゆる分野に女性と男性が対等な構成員として共同して参画するための条件を今から整備しておかなければならない。そのため、女性と男性の固定的な役割分担を前提とした制度・慣行を男女平等の視点に立って見直すことはもとより、様々な制度・慣行の中に残されている世帯単位の考え方を個人単位にあらため、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くような社会の仕組みを確立していくことが必要である。（同上）

ここにも男女共同参画社会とはどのような社会をめざすかが明確にのべられているといえよう。

もう一点、「3 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」の「(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進」における〔取組の視点〕をみておきたい。

政策・方針決定過程において女性が男性と平等に参画することは、民主主義の要請であるとともに、女性の関心事項が考慮され、政策に反映されるための必要条件でもある。このため、国際社会においては、1990 年（平成 2 年）5 月、国連経済社会理事会で採択されたナイロビ将来戦略勧告が「意思決定レベルの地位における女性比率を 1995 年までに 30%にする」ことを目標とし、北欧諸国などはすでにこの水準を上回る女性の参画を実現している。我が国では女性の社会参画が急速に進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画は、公的分野・私的分野を問わず、遅れた状況にある。（中略）

政策・方針決定過程への女性の参画においては、公的分野・私的分野を問わず、現状や改善すべき点

について定期的に把握・分析しながら計画的な取組を進めることが重要である。今後、飛躍的な女性の参画を促すためには、女性の参画が進んでいる諸外国の例も参考としつつ、各機関や団体が、分野に応じた適切なポジティブ・アクションに自主的に取り組むことが効果的と考えられる。同時に、女性のエンパワーメントや人材に関する情報の重要性も忘れてはならない。

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の促進は格段の努力が必要とされる分野であることを念頭に、今後とも社会のあらゆる分野で取組が行われなければならない。(同 20 頁)

ここでのべられている「ポジティブ・アクション」に関しては、「(2) 積極的参画推進措置 (ポジティブ・アクション) の検討」のところで以下のように詳しくのべている。

女子差別撤廃条約第 4 条は「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」としている。

このような措置は、一般にポジティブ・アクション、又はアファーマティブ・アクションと呼ばれ、歴史的な積み重ねによって生じている女性と男性の格差を解消し、女性の参画を促進するための効果的な方策として、諸外国においては政策・方針決定過程、雇用、政治活動、教育など様々な分野で、法制化を含めた各種の取組が行われている。その手法としては、ある分野において参画すべき女性の数や比率を定めてこれを強制する割当制 (クォータ)、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性と男性の置かれた現状を把握しつつ女性の参画を自主的に促進する取組 (ゴール・アンド・タイムテーブル)、女性能力等に対する社会の意識啓発、情報等の優先的提供など、実施される分野や実施する主体などに応じて多様な形態が採用されている。(以下略) (同 22 頁)

ちなみにこのポジティブ・アクション (アファーマティブ・アクション) は基本法第 2 条に「積極的改善措置」として定義づけられている。

以上、ビジョンに描かれている男女共同参画社会の骨格についてみてきた。このビジョンの答申を基に基本法は組み立てられており、はじめにのべたようにこのビジョンは基本法についての優れた解説書の役割を果たしていると私は考えている。

基本法を正しく理解するためにはまずビジョンに戻ってみることが必要である。バックラッシュ派はたしてビジョンをきちんと理解した上で、批判を展開しているのだろうか。疑問である。

2 「男女共同参画社会」をめぐる錯綜

この「男女共同参画社会」という言葉であるが、実はこの言葉をめぐって当時賛否両論が飛び交った。というのは「男女共同参画社会」の英訳は gender equal society となっており、そのまま翻訳すれば「男女平等社会」でもいいはずである。それをあえて「男女共同参画社会」と名付けたことをめぐって賛否両論が飛び交ったわけである。

特に性差別の撤廃を重視する立場から運動を展開してきたフェミニズムからは厳しい批判が投げかけられた。次に紹介するのはそうした批判の代表的なものである。

「性差別の撤廃」に代わって、北京会議 (1995 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」のこと

を指す一引用者注)の頃から、総理府が打ち出した「男女共同参画社会」と言う言葉がこの頃はかなり定着してきた。政府の英訳はジェンダー・イクォリティだそうだが、会の運動を経験した人たちは、この言葉に強い異議を唱えている。性別役割・性差別の撤廃を軸にして社会変革を目指してきたのに、「男女共同参画社会」では、その本質があいまいにすり替えられて、またもや「たてまえの男女平等」がまかり通ることが懸念されるからである。ナイロビ・北京会議以来、家事・育児・ボランティア活動などのアンペイド・ワークが女性に偏っていることが指摘されてきた。日本でもその数値が試算され、実に女性がその90%を担っていることが明らかになった。新たに見えてきた「男はペイド・ワーク、女はアンペイド・ワーク」という強固な性別役割構造を打ち壊すのに、男女共同参画社会といったあいまいな言葉で闘えるものだろうか。性別役割・性差別の撤廃をうやむやにして、ほんとうの「男女平等社会」はあり得ないことを、今こそ強調したいのである。(行動する会記録集編集委員会編 1999, 『行動する女たちが開いた道—メキシコからニューヨークへ—』未来社 18～19頁)

ここには永年性差別に苦しめられてきた女性の強い思いが籠もっている。また、これまで必ずしも性差別撤廃に積極的に取り組んでこなかった国の施策に対する不信感も籠もっているといつてよい。

一方、基本法制定を積極的に推進してきた立場からは次のような見解が披瀝されている。

男女共同参画という用語を使う理由として、答申(男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—)1998年11月を指す一引用者注)に述べられている二つの理由に加え、筆者が考えているものに男女共同参画社会推進の運動の方法論に関するものがある。

ジェンダー・バイアスを是正し、女性のライフスタイルを個性や能力の尊重の見地から変革するためには、女性だけが男女平等を主張するのでは十分でなく、依然として社会に大きな影響力をもっている男性を巻き込んだ運動としなければ効果がないと思われる。男女平等実現を女性だけの運動にしては、ややもすると男性の側からの冷やかな反発を招き、その理解や積極的参加が得られず、そのような運動は実りあるものとはならないではないだろうか。女子差別の是正は必要であるが、それを表面に大きく掲げて男性の反省、自己改革を強く求めるべきであるという意見については、長い間に形成されてきた人々の意識や制度・慣行を変えていくための方法論としては得策ではないように思われる。男女共同参画社会の形成は、女性のみならず男性にとっても二十一世を切り拓いていくために必要なものであることを認識してもらい、男女が共同してその実現に努める必要がある。そのような運動を推進していくためには、男女平等よりも男女共同参画という用語の方が適当であると思うのである。(大沢真理編集代表 2002, 『改訂版 21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい 102～103頁)

ちなみに答申に述べられている二つの理由とは、以下のようなものである。

この法律の名称を男女共同参画社会基本法とする事が適当である。その理由は、

- 1) 男女共同参画社会は、男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することを重要な基本理念としていること
- 2) 男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画がきわめて重要であり、この点を強調する必要があること

等を考慮したものである。

この見解を表明している高橋源六郎は1994年以来、男女共同参画審議会委員及び男女共同参画会議議員として基本法の成立に積極的に関わってきた一人であり、その意味で彼の見解はいわば「公式見解」とみてよいであろう。

彼とは立場は違うが、男性学研究者である伊藤公雄も「政策論として」と断りながら、当面「男女共同参画」を使用することを肯定する以下のような見解を出している。

個人的には、僕は、ジェンダー平等政策をめぐる議論においては、「男女共同参画」でいいのではないかと思っている。それは、これまで述べた、この概念の成立のいきさつを考えてのこともであるが、それ以上に、この言葉が、「基本法」という法律に担保された言葉であるからだ。「男女平等」は、確かにわかりやすい（ほくも、できることなら、これで通したい）。しかし、この言葉は、法律上の定義という点で、（保守派の議論に見られるように）「あやうい」ところがあるのも事実だ。ところが、「男女共同参画」は法律できちんと定義された概念なのだ（もちろん、その内容に不満があるという人もいるかと思うが、「当面の」日本のジェンダー平等政策という点で、ほくはある程度条件を満たした定義ではないかと思っている）。

ただし、これはあくまでも政策論においてのことだ。（中略）最近、ほくは、性差別の克服をめぐる言葉については、「ジェンダー平等」という言葉を使っている。実は、この言葉は、「男女共同参画」の英訳である gender equality を、さらに日本語に訳しなおしたものだ。つまり、政府も対外的には、この「男女共同参画」を、「ジェンダー（簡単にいえば「男女」）平等」という言葉で表現しているのだ（これも、内と外で言葉を使い分ける姑息な表現の仕方だとは思いますが）。行政などで政策論議をする時などは、「男女共同参画」（ジェンダー平等）と、カッコ内に英訳の日本語訳（奇妙なことだが）をつける形で使ったりもしている。（伊藤公雄 2002, 『男女共同参画』をめぐって、今、何が問われているか』『IMPACTION』131号インパクション出版会44頁）

こうした見解に対して、男女共同参画審議会の専門委員としてまた男女共同参画会議影響調査専門調査会長でもあった大沢真理は、次のように「男女共同参画」という言葉は「ジェンダー・フリー」を含意している言葉だと述べている。

ビジョンは「はじめに」の第一文で、「男女共同参画—それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」と明言する。ついで、第一部の最初の部分では、男女共同参画社会の定義をまず政令どおりに掲げた。しかし、すぐに段落を改めて、「この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」と述べる。第一文は、「男女共同参画」を「真の男女平等」の達成に向かうプロセスととらえている。それだけではない。「性別（ジェンダー）に縛られず」という文章は、控えめな表現をとっているが、次の趣旨をもつということまでが、審議過程で確認された。すなわち、「男女共同参画」は、“gender equality”をも超えて、ジェンダーそのものの解消、すなわち「ジェンダーからの解放（ジェンダー・フリー）」を志向するという、これである。カッコの中であれ「ジェンダー」という言葉が、審議会答申を含む日本の政府文書に登場するのは、この「ビジョン」がはじめてだった。

まして、ジェンダーそのものの解消を展望するとは、ラディカルというに値する。ビジョンのこうした趣旨は、次に紹介するような女性学・ジェンダー研究の1990年代はじめの到達点を、反映するものである。(中略) そのビジョンが、2010(平成22)年までに目指すべき男女共同参画社会の姿を掲げ、そこに至る道筋を提示する文書であると、公認された。(大沢 前掲書13～15頁)

さらに、大沢は「日本はこのビジョンにおいて、北京行動綱領の中心理念である『ジェンダー平等』をもこえて『ジェンダー』からの解放という理念を打ち立てた。」(同上74～75頁)とまで述べている。この点に関しては、上野千鶴子との対談の中でも、次のように述べている。

上野 (前略)『ビジョン』には男女の特性にしたがった対等な取り扱いではなくて、最終的にはジェンダーの解消をめざすと書かれています。これは画期的なことだと思いますが、これについて合意が形成されたとは、これにもわかには信じがたい。おいおい、本気かよ?という感じです(笑)。(後略)

大沢 でも審議会では、A案、B案、C案と並べて、かつその背景にある理論まできちんと書いた文章を出し、議論をして、ジェンダーの解消をめざすという案が採られたんですよ。

上野 読者の方のご参考のために、大沢さんご自身の言葉で、A案、B案、C案をご説明いただけるとわかりやすいと思うのですが。

大沢 そうですね。A案というのは、「男女の特性(生物学的機能の性差に由来する社会的役割の違い)を前提とせずに男女平等の実現をめざす立場。「ジェンダー」からの解放(ジェンダー・フリー)を志向する方向性を表現する案」。B案というのは、「男女の特性を是認した上で、男女平等の実現をめざす立場。生物学的機能に差があるのだから、社会的役割に違いのあることは当然であり、それは差別ではないとする考え方に解釈できる案」、まあ、機能特性に基づく男女対等論みたいなものですね。C案は、逃げる案で、「「ジェンダー」の意味するところが必ずしも社会に定着していない段階では、問題の所在を、性別に基づく固定的な意識、慣習、慣行に限定し、「ジェンダー」という用語を使わずに表現する案」です。この中から議論された結果としてA案が採用されているので、ジェンダー・フリーをめざすというのは、審議会総体の合意事項なんです。(上野千鶴子編著 2001、『ラディカルに語れば…上野千鶴子対談集』平凡社 25～27頁)

上野千鶴子ではないが、本当に審議会でそこまで確認(合意)できたのかという疑問は拭い去れないが、審議会でそこまで確認(合意)したとするならば画期的であることは間違いない。

ただし、「ジェンダー・フリー」という言葉はまたそれはそれでさまざまな解釈が飛び交っている現実がある。したがって、大沢のいう「男女共同参画」が「ジェンダー・フリー」を含意するという指摘は、男女共同参画政策が具体化していくなかであらためてその真価が問われてくることになるのではないかとと思われる。

以上にみたように「男女共同参画」をめぐるのは賛否両論が飛び交っているが、実はこの言葉をめぐっては次のような「ねじれ現象」(=錯綜)が生じているともいわれる。

ところが、ここに来て、この「男女共同参画」をめぐる、またまた新たな「言葉」をめぐる議論が広がりつつある。

一つは、各地域の自治体などでのジェンダー平等にかかわる条例作りのなかで登場した議論だ。「男

女共同参画ではわかりにくい、なぜもっとはっきりした言葉である男女平等を使わないのか」という声が、さまざまな女性運動から投げかけられ始めたのだ。特に、条例を早い段階で作った東京都が「男女平等」の名称を使ったのも、こうした声を力づけたのかもしれない。

その一方で、奇妙なことに、保守論壇もまた、「男女平等ならわかるが、ジェンダー・フリーを意味する男女共同参画はおかしい」などと言い始める事態も生じている。こうした議論の根拠になっているのは、文部科学省などの学校教育における「男女平等」論だ。というのも、文部科学省などで使う「男女平等」は、明らかに先に述べた「男女特性論」を前提にした概念になっているからだ。つまり「男女の違いをわきまえた平等である男女平等ならわかるが、男女の社会的に作られた性別を無くそうとする男女共同参画は許せない」というのが、こうした保守論壇の議論なのである。

「男女共同参画」という言葉は、こうして、保守からも、また、それを批判する側からも非難の矢面に立とうとしている。(後略) (伊藤公雄 前掲書 43～44頁)

この点は大沢も「男女共同参画」という言葉に関しては保守的な立場からも批判が強いことを上野との対談の「対談補論」で次のように述べている。

条例案を歓迎しない趣旨の質問でくりかえされる論点は、「男女平等」や「男女共生」は「性差を前提にしたうえで」男女が互いを尊重する考えだが、「男女共同参画」は「男女の性差自体を否定し、男女を同質にしよう」とする「過激な発想」で認められない、などである。そして、条例には「男女は、互いの違いを認めつつ」という文言を入れ、「性別に関わりなく」という文言は排除するよう要求されている(東京都条例の前文には「性別に関わりなく」が含まれる)。これらの人々は、まるで人間には「性差」以外の「違い」がないかのように、「ジェンダー・フリー」に対していきり立っている。「個性」への信頼をもてないということだろう。それにしても「男女共同参画」が「腰が引けて」(上野千鶴子)いる、「ぬるま湯的」としてフェミニストや女性団体から嫌われてきた経緯を思うと、なんとも螺旋状の展開になったものである。(上野 前掲書 83～84頁)

フェミニストが批判する「男女共同参画」という言葉を保守派も同様に批判し、フェミニストが主張する「男女平等」を保守派も積極的に評価するというこのねじれ(錯綜)。もちろん、フェミニストが「男女平等」にこめた意味は保守派とはまったく違う、と主張するであろうが、こうしたねじれ(錯綜)が生じていることは確認できよう。

また、「男女共同参画」をめぐるねじれ(錯綜)状況は、伊藤が述べているように、地方公共団体(以下自治体と称する)の「男女共同参画」に係わる施策をめぐってもみられる。むしろ、そのねじれ(錯綜)は一層強いといえそうだ。

そこで、次に自治体における男女共同参画施策への取組の状況を見てみよう。

基本法では第9条で「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。

この規定に基づき多くの自治体で「男女共同参画社会」に関する条例及び計画の策定が進められている。そうした状況を受けて、2002年の6月に刊行された「平成14年版男女共同参画白書」(内閣府編)では、第1部序説で「都道府県別にみた男女共同参画社会の形成の状況」を取り上げている。

それによると、2002年3月現在、35都府県、5政令指定都市、56市町村において男女共同参画に関する条例が制定されている。また、すべての都道府県及び政令指定都市において、男女共同参画に関する計画が策定されている。

その限りにおいて自治体の男女共同参画社会形成への取組も着々と進んでいることが伺われる。しかし、実態はどうであろうか。

たとえば、T県における男女共同参画に関する自治体の取組に関して次のような指摘がある。

確かに、表面的には、いち早く県の条例ができ、男女共同参画推進員制度も条例に位置づけられており、行動計画も策定された。しかし、「男女共同参画」という耳障りのいい言葉は、それぞれの都合のいいように解釈され、男女間の差別や不平等という視点は忘れ去られ、とにかく「男女一緒に仲良く社会を作っていきましょう」「女性も社会の一員として自助努力をして」という点だけが認識され、推進されているように感じる。(大津典子 「条例は出来たけれどどこへ向かう富山の男女参画」2002『IMPACTION』131号 インパクション出版会、52頁)

ここでもいわば「男女共同参画」という言葉が「男女間の差別や不平等という視点」を隠す働きをしてしまう危険性を指摘している。

あらためて、「男女共同参画」という言葉が何を意味しているのかを再確認してみる必要があるように思う。

特にバックラッシュが収まっていない現状においてはその必要性はむしろ増しているともいえよう。

3 第2次男女共同参画基本計画とジェンダーの再定義

基本法では第13条において政府及び都道府県は男女共同参画基本計画を策定することが規定されている。政府はその規定を受けて2000年12月に「男女共同参画基本計画」(第1次基本計画)を策定したが、その後、2005年12月にあらためて基本計画(第2次基本計画)を策定した。この計画の「第1部 基本的考え方」の冒頭の部分で、男女共同参画社会としてめざすべき社会の将来像を以下のようにのべている。

- ①「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。
- ②「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援策が進むこと」によって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境が人々を活性化することを通じて企業活動も活発となる。
- ③「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、親と子どもの関係が改善され、男女とも子どもと関わる喜びを体験し得る。
- ④「地域社会の活動が評価されて男女共同参画が促進されること」によって、人々は職場中心の生き方だけではなく、男女とも、多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動等、様々な生き方を自ら選択することが可能になる。
- ⑤「国際的な動向を踏まえつつ男女共同参画を推進し、支援や発言を積極的に行うこと」によって、地球社会における男女共同参画にも貢献し、また、世界での活躍の場も広がっていく。

もちろん、これでもまだ抽象的な面は否めないが、ともかく男女共同参画社会の将来像が打ち出されていることは間違いないであろう。はたしてこうした将来像はバックラッシュ派が危惧するような社会であるのかどうか。どうもこれを見る限り、そうした危惧は杞憂に過ぎないようにも思われるが、どうであろうか。

いうまでもなく、基本計画はあくまでも基本計画であり、基本計画に沿ってさらに具体的な施策が展開されていくわけであり、どのような施策が展開されていくかによって将来の社会像はさらに肉付けされていくことになる。バックラッシュ派はそこまで見通して批判をぶつけているのであろうか。

それはともかくとして、この第2次基本計画で見過ごすことのできない点がある。それは「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」の「2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の「(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開」で、「具体的施策」として以下の点を上げている点である。

○わかりやすい広報・啓発活動の推進

・男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。

そして(*)に関して以下のようにのべている。

* 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1. 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的合意を得ながら進める必要がある。

2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。上記1.2.については、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。

ここで一々反論をすることは控えるが、こうした持って回った言い回しはバックラッシュ派へのある種の「弁解」となっていることはいうまでもない。

特に「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく」という言い回しはあた

かも「社会的性別」（ジェンダー）が価値中立的なものであることを強調しているといつてよい。はたして、そうであろうか。

その点で、上野千鶴子東京大学大学院教授の国分寺市「人権に関する講座」講師任用をめぐる東京都の対応に関する「抗議文」（2006年1月23日付け）の中で次のようにのべているジェンダー理解が正鵠を得ていると思う。

ジェンダーは、もっとも簡潔に「性別に関わる差別と権力関係」と定義することができる。したがって「ジェンダー・フリー」という観念は、「性別に関わる差別と権力関係」による、「社会的、身体的、精神的束縛から自由になること」という意味に理解される。

したがって、それは「女らしさ」や「男らしさ」という個人の性格や人格にまで介入するものではない。まして、喧伝されているように、「男らしさ」や「女らしさ」を「否定」し、人間を「中立化」するものでは断じてない。人格は個人の権利であり、人間にとっての自由そのものである。そしてまさにそのゆえに、「女らしさ」や「男らしさ」は、外から押しつけられてはならないものである。

しかしながら、これまで慣習的な性差別が「男らしさ」「女らしさ」の名のもとに行われてきたことも事実である。ジェンダー理論は、まさしく、そうした自然らしさのかげに隠れた権力関係のメカニズムを明らかにし、外から押し付けられた規範から、すべての人を解放することを目指すものである。

「すべての人間が、差別されず、平等に、自分らしく生きること」に異議を唱えるものはいないだろう。ジェンダー理論はそれを実現することを目指す。その目的を共有できるのであれば、目的を達成するためにはどうすべきについて、社会のみなが、行政を含めて自由に議論し、理解を深めあうべきである。（後略）

ここでジェンダーを「性別に関わる差別と権力関係」と定義している点に注目したい。決して、価値中立的なものではないことが明確に述べられている。そして、「ジェンダー理論は、まさしく、そうした自然らしさのかげに隠れた権力関係のメカニズムを明らかにし、外から押し付けられた規範から、すべての人を解放することを目指すものである。」という指摘は、ジェンダー理論研究者にとって心強いものである。権力関係を抜きにしたジェンダー理解、男女共同参画理解は最初に紹介したフェミニズムの批判に答えるものとはならないのではないだろうか。

時あたかも、第3次男女共同参画基本計画が策定されると聞く。はたして、第3次計画がどのような男女共同参画社会の将来像を描くのであろうか。是非、注目したいと思う。

（付記）本論考は拙稿「生涯学習とジェンダー —男女共同参画社会と女性のエンパワーメント形成をめぐつて—」（望月・森・近藤・春日編著『教育とジェンダー形成 葛藤・錯綜 / 主体性』2005年、ハーベスト社所収）を加筆・修正したものである。

〈参考文献〉

- 関哲夫編 2001年『資料集 男女共同参画社会』ミネルヴァ書房
- 大沢真理 2002年『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会
- 西尾幹二・八木秀夫 2005年『新・国民の油断—「ジェンダーフリー」「過激な性教育」が日本を亡ぼす—』PHP研究所
- 日本女性学会ジェンダー研究会編 2006年『Q & A男女共同参画 / ジェンダーフリー・パッシング—バックラッシュへの徹底反論』明石書店
- 若桑みどり / 加藤秀一 / 皆川満寿美 / 明石千衣子編著 2006年『「ジェンダー」の危機を超える！徹底討論！バックラッシュ』青弓社